



津和野

伝統的建造物群保存地区 まちづくりの手引き



このほど町並みの景観を守るため、津和野地域の橋北地区の一部が国の重要伝統的建造物保存地区に選定されました。

しかし、いくら優秀な制度が導入されて計画が策定されても、将来の津和野のまちづくりを進めるのは、そこに住んでいるみなさんです。特に、伝建地区の保存に関しては、行政はあくまで伝建の制度を管理しているにすぎません。

住民の皆さんが主役のまちづくりに向けて、本手引きをご活用ください。

目次

第1章	伝統的建造物群保存地区の魅力とまちづくり	1
1	地区の魅力	1
2	まちづくりと伝統的建造物群保存地区	1
第2章	伝統的建造物群保存地区の保存の取り組み	5
1	伝統的建造物群などの用語	5
2	現状変更行為の許可制度	6
3	補助金制度による町並み保存	8
4	伝建保存に関するその他の優遇措置	9
第3章	津和野伝統的建造物の保存に係る手続き	10
1	現状変更行為の手続き	10
2	伝統的建造物の「修理基準」	12
3	伝統的建造物以外の建築物の「修景基準」	13
4	伝統的建造物以外の建築物の「許可基準」	14
5	補助金事業の概要	15
6	補助金事業の手続き	16
7	伝建制度による現状変更行為許可、補助金諸手続きの流れ	18
8	修理修景基準設計・工事仕様書	20
9	見積書(内訳明細付)要領(補助事業)	24
10	提出図面の仕様について(現状変更行為共通)	26
11	写真提出要領(現状変更行為共通)	27
資料編		28

関係条例 等
各種様式



第1章 伝統的建造物群保存地区の魅力とまちづくり

1 地区の魅力

津和野の旧城下町は、津和野町の南端に位置し、標高は海拔約 150m で、旧城下町の東から南にかけては青野火山群と呼ばれる標高 900m の青野山、竜帽子山、陶ヶ嶽に、西を比高約 200m の津和野城跡のある城山に囲まれた南北に細長い盆地にあります。

中央に津和野川が南北に流れ、川を中心に町が広がっています。江戸時代は旧城下町の中心を旧山陰道が通っていましたが、今日では、青野山の中腹を国道 9 号が走り、そこから主要地方道津和野田万川線、同じく萩津和野線などが伸びています。

保存地区は旧城下町の北側にあつて「後田」と呼ばれ、中世、室町時代は津和野城の搦手に位置し水田として開発が行われたと考えられています。中世末期に津和野城主吉見氏により城下町として整備されて以来、江戸期を通じて城下町における武家地、町人地として栄えてきました。通りや水路などは整備当時の原形を今に留め、それに沿って建ち並ぶ建物は武家地や町人地の雰囲気は今に伝えています。

保存地区の城山からの眺めは、津和野川の流れによって造られた盆地景観と、それを両側から挟む青野山の傾斜地および植林された自然景観、さらには中央を流れる津和野川と旧山陰道沿いに立ち並ぶ赤茶色の石州瓦の家並が景観に奥行きを与えています。



2 まちづくりと伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区と津和野

歴史的な財産の継承や、前述の様々な恩恵を得るためには、津和野の景観を守ることが最も重要なこととなります。津和野町は平成 25 年 2 月に伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という）を定め、同年 8 月に、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。しかし、ご存知のとおり伝統的建造物（以下「伝建物」という）の保存には約束事があります。これに不自由をお感じになっている方もいらっしゃると思います。現実問題として、外観に関する改修や取壊し、新築が自由にできなくなることは事実で改修をされる場合でも基準に沿った内容にしなければならないので、確かに多少は不自由です。

規制せずに景観を守る方法は？

何も規制せず、景観を守ることはできるのでしょうか。一概に景観を守るといっても、皆さんがバラバラの考え方では、景観としてまとまりがなくなってしまう。このため、統一した考え方に基づいて景観を整えていかなければなりません。つまり、どのような方法を選択しても、景観を守るためには、何らかの約束事は必要になってくる、ということです。仮に、伝統的建造物群保存地区の制度（以下「伝建制度」という）とは違う制度を選択したとしても、住民の皆さんには必ず何ら

かの約束事が発生することになりますので、津和野の景観を守っていくとする限り、規制は避けて通れない道であることが分かります。

景観を守るしくみ

景観を守るために規制を設けるとしても、ただ漠然と制限しても不自由さが増すばかりで、効果としては変わりません。それでは、どこに規制を設ければ景観を守ることができるのでしょうか。答えは、景観を変えようとするときに一定の規制があれば、景観が変わらない、またはより良く変わっていくということになります。伝建制度は、まさにこの部分を規制しているのです。保存地区内の建物等の改修・新築等、外観が変わる際に教育委員会の許可を受けることになるため、

- ①景観が変わるときに必ずチェックすることができる
- ②各々が個人的な思いで景観を変えるのではなく一定の考え方に沿った変更に限ることができる。

という2つの大きな利点があります。このことにより、伝建制度を確実に守っていくことで、必ず一定水準以上の景観保存が確立していくことになります。例えば、今は基準から外れている外観でも、これから何十年と経つ中で、その建物も改修したり、新築したりすることになります。そのときに、基準に沿った改修・新築をしていただくことで、町並みが整っていきます。景観を守っていくために規制は必要で、その規制のため最小限の手続きで済むよう制度が確立しており、この事からも伝建制度が適していると言えるのではないのでしょうか。

津和野らしい景観とは？

津和野の本当の姿というのはどんな姿でしょうか。例えば、新しいデザインによる建物ばかりになったり、3階建て以上の建物が乱立するようになった景観は、津和野らしい景観といえるのでしょうか。当然答えは「否」であると思います。本来あるべき姿というのは、おそらく人それぞれ思いがあることとは思いますが、住民の皆さんが景観のためを思って行動を起こしても、人それぞれ考え方が同じであるとは限りません。このときに、どの形を本来の姿として保存していくかを決めなければなりません。

伝統的な景観を守るための計画「津和野町津和野伝統的建造物群保存地区保存計画」（以下「保存計画」という）が策定されています。平成25年3月に発行された「津和野町津和野伝統的建造物群保存対策調査報告書」は、皆さんのご協力を得て学術的な調査を行った結果をまとめたものです。また、保存計画では、その結果に基づいて、津和野をあるべき姿に整えていくよう定められています。このことから、現在存在する方向性の中で、最も信頼性が高く、確実なものといえます。





住民の皆さんが主役のまちづくり

楽をして成功したまちづくりは、全国的にも例はありません。津和野町は、平成21年4月に津和野町景観条例を制定し、津和野の景観を守っていくための新しい制度ができています。さらにこのほど町並みの景観を守るため、津和野地域の橋北地区の一部が国の重伝建に選定され、具体的にまちづくりを進めていく素材は揃ってきました。しかし、いくら優秀な制度が導入されて計画が策定されても、将来の津和野のまちづくりを進めるのは、そこに住んでいるみなさんです。特に、伝建地区の保存に関しては、行政はあくまで制度を管理しているにすぎません。つまり、住民の皆さんがまちづくりを進めていく主役なのです。

まちづくりは何をする？

みなさんは、これまでも津和野を良くしていこうという意識を持ち、日々の暮らしを過ごしていただけてきましたが、新たな制度の導入でこれまでと少しだけ違った考え方や行動が必要です。こうした小さな変化は、10年先には必ず明らかな差となって見えてきます。つまり、住民の皆さんの思いこそが、まちづくりの第一歩になるのです。まちづくりは一人の思いから始まり、そしてその思いは他の皆さんにも伝わります。皆さんの思いは、まちのしくみそのものも変化させていきます。その小さな変化は、積み重ねていくことで、まちを良い方向へ大きく変えていくのです。

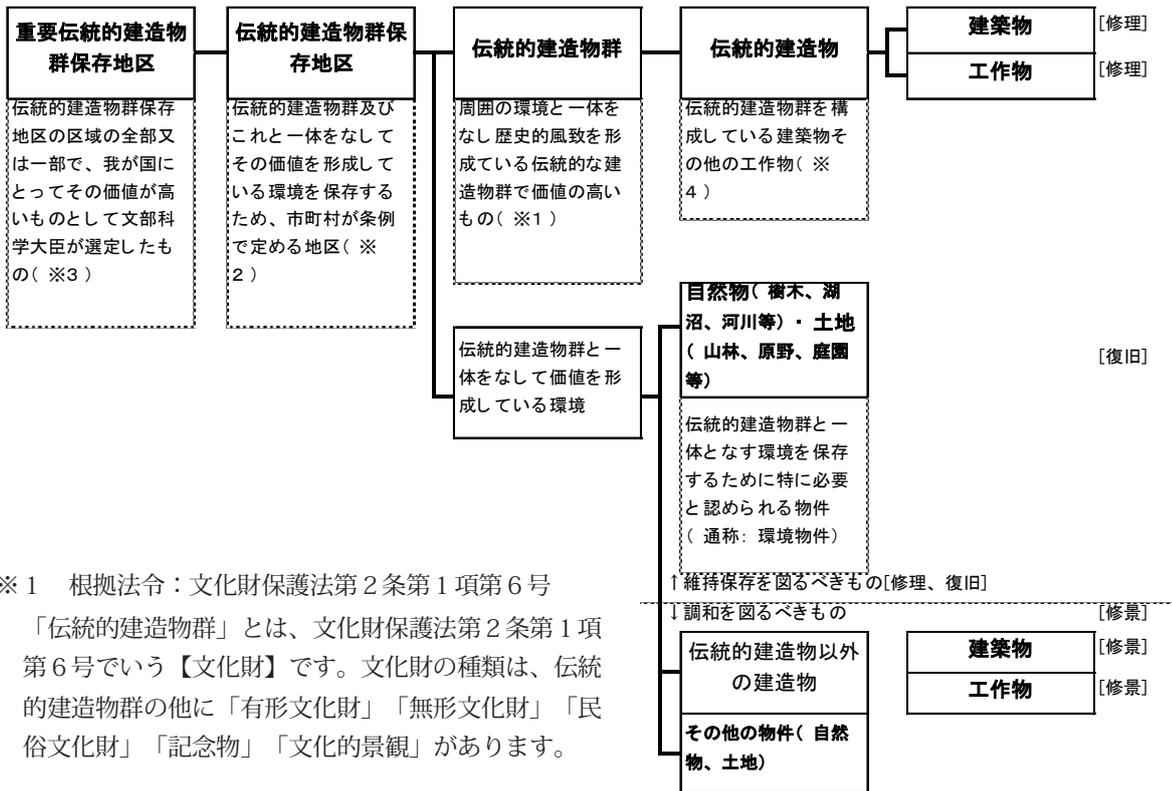




第2章 伝統的建造物群保存地区の保存の取り組み

1 伝統的建造物群などの用語

「伝統的建造物群」や「重要伝統的建造物群保存地区」という言葉は、一体どういう意味何でしょうか。まずは、正しく理解するため、用語の整理から始めましょう。



※1 根拠法令：文化財保護法第2条第1項第6号

「伝統的建造物群」とは、文化財保護法第2条第1項第6号でいう【文化財】です。文化財の種類は、伝統的建造物群の他に「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」があります。

※2 根拠法令：文化財保護法第143条第1項

伝建物のみ保存しても、周囲の環境がそれぞれとかけ離れたものであったなら伝建物の文化財としての価値は著しく低いものになります。このため、伝建物と一体的に歴史的風致をつくりだしている環境を保存するために【市町村が定めた保存地区】を「伝統的建造物群保存地区」といいます。津和野町は、平成25年2月4日に保存地区が定められました。

※3 根拠法令：文化財保護法第144条第1項

全国の市町村で定められた伝統的建造物群保存地区のうち、我が国にとってその価値が特に高いものとして【国の選定】を受けたものを「重要伝統的建造物群保存地区」といいます。津和野町は、平成25年8月に選定されました。

※4

伝統的建造物群の核になる伝統的な建造物ひとつひとつを伝建物といいます。「伝統的建造物群」が文化財なのですから、特定された「伝建物」も、文化財のひとつとしての取扱いになります。具体的には、昭和20年ごろまでに建築された住宅や店舗、土蔵などの伝統的な建物の、所有者が文化財としての特定に同意した建造物のことです。いったん価値があるとして特定された文化財は、火災などでその価値を失わない限り文化財であることを取り消せません。また、建築年の要件を満たしていれば、同意することで新たに特定物件となることができます。

2 現状変更行為の許可制度

保存の要所「現状変更行為許可」

伝建制度では、景観が変わろうとするときに規制がかかるとお伝えしましたが、その点について詳しく触れていきます。景観を変える建造物の新築・改修・取壊し等の行為を、「現状変更行為」といいます。この現状変更行為を実施する前に、許可申請書を町に提出し、許可証が交付されてから新築・増築・改築等の工事を行います。これは何も保存地区だけに必要な手続きではなく、国・県・町指定の有形文化財や史跡、天然記念物などにも同様に手続きが必要で、それぞれ指定を受けている国・県・町に手続きを行うことになります。この「現状変更行為許可」の手続きは文化財特有の手続きなのです。伝建地区は地区全体が文化財の扱いなので、外観に規制が掛かっていますので、保存地区内の伝建物以外の建物であっても同様に手続きが必要です。この「現状変更行為許可」の部分は、伝建制度の中でも最も重要な部分です。

許可されるとは限らない「現状変更行為」

現状変更行為をするため、許可申請を提出しても、必ずしも全てが許可になるとは限りません。

この現状変更行為の許可には基準が設けられています。基準は3つあり、伝建物に適用される「修理基準」と、伝建物以外の建物に適用される「修

景基準」「許可基準」があります。津和野町の景観が変わろうとする際は、これらの基準に沿った内容があるかどうかで、許可される、されないが決定されます。主な運用として、現実的には「修理基準」と「修景基準」が使われます。

事前相談でスムーズな手続きを

工事にあたっては、改修等の計画をされて、季節なども考慮し、資金調達の目的を立て、着工時期をお決めになると思います。しかし、現状変更行為許可も申請をしたところ、基準に沿った内容でないために、許可にならず再検討いただく場合もあります。こうなってしまうと、工事に予定通り着工できないばかりか、冬になる場合は翌年まで着工できなくなったり、資金調達にも影響を及ぼすかもしれません。こういったことを避けるには、事前相談が有効です。また各種基準に反したことはできませんが、例外として認められる場合や、過去のさまざまな事例の中から別の良い代案をお示しできる場合もあります。過去からの生活様式の変化や自然現象の変化は、津和野町に否応なく変化を求めてきます。大切なことは、実際に住んでいる家であるということです。修理などについてあれこれ悩むより、まずは町に相談してみることが大切です。

許可を必要とする行為

- ・ 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転、除却
- ・ 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更する事になるもの
- ・ 宅地の造成その他土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採・土石の類の採取・水面の埋め立て

許可を必要としない行為

- ・ 建築物等の外観の変更を伴わない内部のみの改装
- ・ 非常災害のため、応急処置として行うもの
- ・ 水道管や井戸など地下に設ける工作物
- ・ 件の間伐や枝打ち、剪定など通常行われる管理のための伐採



伝建物に適用される「修理基準」

伝建物、特定物件の外観を改修される場合は、修理基準が適用されます。修理基準の内容は、「主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する」というもので、一概に景観のためだからといって、安易に板張りにしたり、別の形状に変えたりするといった修理は基本的にはできません。文化財である建物は、建築当時の形が尊重されるため、元々の形に戻していく「復原」が原則になります。わかりやすく説明するため極端な例示として国の重要文化財、国宝である五重塔で説明すると、

- ・六重塔に改造したら、文化財価値は高まるでしょうか
- ・古くなったので、取り壊して新たに建築した場合に、文化財価値はあるでしょうか
- ・米松などの外国産材を用いて修理した場合に文化財価値は維持されるでしょうか

この例示をお読みいただければ、文化財の保存に関する基本的な部分が見えてくるのではないのでしょうか。建築当時の姿を基本にして、改造ではなく、あくまで修理を行うことになります。全ての材が新しいものになってしまっただけでは文化財ではなく、模造品で「ニセモノ」です。腐食などで使えないものを除き、使用されている材の交換は極力控えること、外国産材などの使用も控え、「ホンモノ」を残していかなければなりません。国宝や重文は内部を含め保存の対象ですが、伝建制度では内部は自由に改変することができるなど、生活するうえで必要な改装ができます。

また、戦前の建物で元々2階が物置であったものが既に居室になっている場合などでも、これを元の形に戻すことまでは強制されていませんし、建築当時は茅葺きの屋根であったものでも、瓦葺きで修理することが認められています。ただし、復原する場合を除きこれから外観が変わる修理は

「現状維持」にあたらないため、例外を除き原則認められていません。なお取り壊しも火災で全焼するなど文化財としての価値がなくなる限り原則認められません。

伝建物以外に適用される「修景基準」

保存地区内にある建物は、全てが伝建物というわけではなく、当然、戦後に建てられた建物もあります。伝統的建造物群を保存するため、およそ11haが保存地区に指定されていますので、伝建物以外の建物も基準に沿った改変や新築を行うことになります。

このときに適用されるのが「修景基準」です。これは単に和風の建物であれば良いという意味ではなく、平成24年度にまとめられた「津和野町伝統的建造物群保存対策調査報告書」の結果を基に、津和野町の一般的な伝統的建造物のあり方を示した基準です。「修景」とは景観を整えるという意味を持ちます。

保存地区にある建物は全部で約400棟ありますが、そのうち伝建物は140件あまりです。つまり、津和野町の景観をつくりだしているのは、伝建物だけでなく、それ以外の建物も大きな要素になっているのです。このため、伝建物の保存と併せて、伝建物以外も修景基準で修景していただき、伝建物と同様の町並みを維持、促進していくことが景観を守るうえでとても重要なことです。基準の内容は、主に屋根の向き、階高などの形状に加え、屋根や外壁の材質、色彩、各意匠などが定められています。

最低限守らなくてはならない「許可基準」

伝建物以外の建物の改変や新築されるときなど、どうしても修景基準に拠ることができない場合な

3 補助金制度による町並み保存

重伝建地区は国民の財産

伝建物の修理や、伝建物以外の建物も修景する場合は補助金が支払われる場合があります。国民の皆さんの税金により集められた公の予算から、貴重な文化財を守るために支払われているのです。伝建地区内の伝建物は所有者個人の所有物ですが、同時に国民の財産でもあります。そうでなければ、個人が所有している家屋等に税金が投入されることは基本的にありません。現に、伝建地区から外れた地域にある建物は、他の文化財でもない限り、こういった補助金が支払われる可能性もありませんので、よくお分かりいただけたらと思います。文化財は国民の財産でもあるのですから、適切に保存していきましょう。

どに適用される基準で、津和野町の景観を守るうえで最低限守らなければならない基準として定められており、周囲の歴史的趣きと馴染むものでなければ許可されません。また、保存地区内の土地形質の変更や木竹の伐採、土石類の採取なども規制の対象になっており、特に木竹の伐採は、日常的管理として行われる枝打ちや剪定などを除き、基本的に許可が必要になります。基準の内容は、屋根の向き、階高などの形状は修景基準と同様ですが、屋根や外壁の材質、色彩などは周囲の建物と調和したものでよいため、修景基準に比べてやや緩やかな基準です。

申請から許可、工事完了までの流れ

現状変更行為許可申請の手続きは、まず、町へ相談し、指導や助言を受けながら、工事計画を検討します。「現状変更行為許可申請書」を町と事前に協議している案件であれば、この申請に対して、早ければ3日ほど、遅くとも1週間程度で許可が出ます。

お手元に「現状変更行為許可書」が届きましたら工事に着工することができます。ただし工事等の現場には必ず「現状変更行為許可証」を掲示してください。工事が完了しましたら、「現状変更行為完了通知書」を町まで提出してください。

また許可を受けた現状変更行為を中止した場合は、「現状変更行為中止通知書」を提出することになります。最後に、計画通りの改変であるか町の検査を受けます。

リフォームではありません！

文化財である伝建地区を保存するための補助金であり、単なるリフォームをするための補助金ではありません。「修理基準」に沿った伝建物の復原や現状維持のための修理であり、「修景基準」に沿った修景のための改変等でなければならないことを十分ご理解いただく必要があります。

また、補助事業の採択が決定し、実際に工事に着工できるまで、手続きを始めてから早くても約1年は期間が必要です。補助金が出るからと、やみくもに計画を提出されず、文化財を守るための長期的な視点で建造物の保存を計画いただき、十分検討してから提出することが大切です。また町へ事前に相談することなども適正な計画をされる手段として大変に有効です。



積極的な復原を

通常の自費での改修であれば、元の形に復原することに高額な経費を要す場合は敬遠されてしまうことも当然であるかと思えます。しかし、修理修景の際は補助事業を活用することができますので、積極的に元の姿に復原いただくようお願いしています。

特に、建物の位置、赤茶の屋根瓦、主屋や店舗の木製建具、しっくい壁や杉板による腰壁、土蔵のなまこ壁などの意匠を活かし、一方で不自然な増築や景観上そぐわない意匠での改修等も、その建造物の本来の姿に戻していくことで、少しずつ津和野の景観が整っていき魅力が高まっていくのです。

伝建物への補助金

前述しましたとおり、伝建物の修理は、「復原」または「現状維持」が原則で、「修理基準」に沿った修理である場合に補助金の対象になります。伝建物の補助率は 80%、主屋や店舗などの建築物は上限額を 800 万円、その他の工作物は上限 300 万円としています。ただし、補助対象経費は、基本的には外観に関する修理に限定されています。

伝建物以外の建物等への補助金

伝建物以外の建物は、「修景」になります。補助対象には修景基準に沿った修景でなければなりません。修景基準に書かれた内容が必ずしも補助対象ではありませんので、注意が必要です。伝建物以外の補助率は 60%で、上限額も、建築物は 600 万円、その他の工作物は 200 万円としています。修景事業の補助対象経費も基本的には外観に関する改修に限定されています。

補助事業は、もっと事前相談を

補助金を得て修理や修景の工事を行う場合に、計画を立ててから、実際に工事に着工できるまで、少なくとも約 1 年間かかります。緊急に修理が必要となっても、事前に保存地区内の景観を守るという観点に基づいて協議を行い事業内容を決定していくため、すぐに採択されるかどうかはお約束することはできません。実際に工事に着工したい年から、少なくとも数年前には計画の検討を始めていただくことが大切です。このときに、教育委員会へ事前に相談すれば、より良い修理・修景になるよう指導・助言が受けられます。なお、補助事業で修理・修景した場合は、原則 10 年間は改変できませんので、そういった配慮もしつつ、ご検討いただくことが大切です。

4 伝建保存に関するその他の優遇措置

固定資産税、相続税の軽減措置

伝統的建造物群の保存に関して、「伝建物」である家屋の固定資産税は非課税になります。これは地方税法に定められた措置です。また、相続税も、伝建物の敷地となっている土地について、税の算定価額が3割軽減されることになっています。

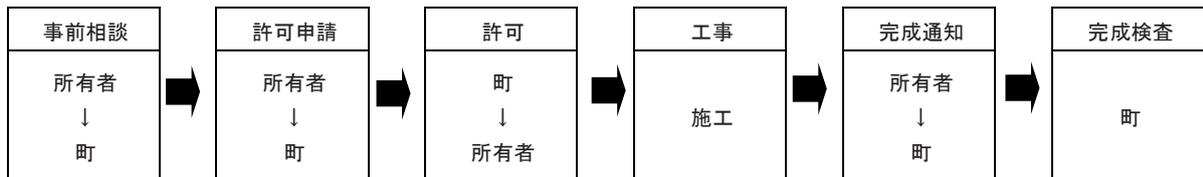


第3章 津和野伝統的建造物の保存に係る手続き

1 現状変更行為の手続き

現状変更行為の手続きの流れ

現状変更行為の手続きは、伝建制度の中でも最も重要です。また、補助事業であっても、この手続きは必要になり、手続きの内容も同じです。



事前相談

どのような改変（現状変更行為）をされるか案ができた段階で、事前協議シートなどを用い、町に相談します。町は、許可手続きが必要かどうかの判断と、手続きが必要な場合は、適正な修理等になるよう計画に対し指導や助言を行います。また添付書類等が最小限になるように併せて助言します。

現状変更行為許可申請の手続き

適切な計画ができましたら、「現状変更行為許可申請書」を提出します。申請書は、記入例を参考に記入し、次の必要書類を添付して提出します。

- ・現状変更箇所の位置図
- ・設計図書（見積書、現状立面図・計画立面図）
- ・現状写真
- ・その他参考資料

※補助事業等、規模の大きい改修には必ず図面等の添付は必要ですが、簡易な改修などの場合は省略できる場合もあります。

許可と工事着手

町と協議済みであれば、前項の申請書が提出されてから早ければ3日ほど、遅くとも1週間程度で、許可となります。「現状変更行為許可書」がお手元に届いたら、工事に着手できます。ただし、「現状変更行為許可証」を必ず現場の見やすい場所に掲示してください。また、許可を受けた内容から変更となる場合は、速やかに町と協議してください。

工事完了と提出書類

工事が完了しましたら、速やかに（工事が完了した日から概ね1週間以内に）「現状変更行為完了通知書」を町へ提出します。通知書は、記入例を参考に記入し、次の必要書類を添付して提出します。

- ・完成写真
- ・その他参考資料



工事を中止した場合の提出書類

万が一、工事を中止した場合は、速やかに（工事を中止した日から概ね1週間以内に）「現状変更行為中止通知書」を町へ提出します。様式は完了通知書と同じです。中止した理由を記載してください。

完成検査

計画通りの修理であるか町の検査を受けます。各種基準に沿っていない場合は、手直しを指示される場合があります。

2 伝統的建造物の「修理基準」

保存地区内の伝統的建造物の修理については、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例、同施行規則、及び津和野町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、以下の基準によって行うこととする。

- 1.修理に際しては、伝統的建造物の特徴及び価値を良好に維持するため、あらかじめ伝統的建造物の破損状況、技法、変遷などについて調査を行ったうえ、変遷に配慮した伝統的工法、材料、意匠、仕上げによることを原則とする。
- 2.1に定める調査の結果、伝統的建造物を良好に維持していく上で必要と認められる場合は、構造補強を行う。この場合、伝統的工法を尊重し、主要な構造材及び外観の意匠を構成する部材への影響が最小限になるように努める。
- 3.修理に際しては 1 の調査結果に基づいて復原を行う場合は、不明な部位について保存地区内の類例に拠ることを原則とする。なお、類例に該当する物件は、復原する年代や建築様式などが近似の伝統的建造物とする。



3 伝統的建造物以外の建築物の「修景基準」

1. 伝統的建造物以外の建築物等の修景については、下記に示す基準によって伝統的建造物の様式、色彩に合致したものとす。

基準項目	修景基準（町家型 ※1）	修景基準（屋敷型 ※1）
対象となる物件	伝統的建造物以外の建造物	
位置・規模	・建物は町並み壁面線（※2）に揃えて建てる	・建物の主要な壁面は通りから1間以上後退させ周囲を塀で囲む
構造	・原則木造とし、平入とする ・原則2階建て以下で、2階建ての場合1～2階の間に庇を設ける	・原則木造とする。 ・原則2階建て以下とし、2階建ての場合は1～2階の間に庇を設ける
高さ	・棟の高さは10m以内とし、軒および庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決める	・棟の高さは10m以内とし、軒および庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決める
屋根・庇	・原則として切妻とする ・勾配は周囲の伝統的建造物を考慮して決める	・切妻、入母屋とする ・勾配は周囲の伝統的建造物を考慮して決める
軒	・建物本体と調和する軒の出とする	
建築物外部意匠	屋根・軒	・石州瓦で赤茶色を基本とする ・軒裏は垂木野地板あらわし又は塗籠とする
	庇	・原則として屋根葺き材に準じるものとする ・垂木野地板あらわし又は塗籠とする
	外壁	・周囲と調和させる仕上げとする（土、漆喰、板など）
	建具	・原則として木製とする
	基礎	・石張り、洗出し又はこれに類するもの
	樋	・黒又は濃い茶色仕上げとする・受金物もこれに準じる
工作物	外部土間	・石張り、洗出し又はこれに類するもの
	塀	・土塀、板塀とする
	門	・木製とする

※1 殿町通りは屋敷型とし、本町通りは町家型とする。その他は現状及び歴史的変遷を考慮して判断する。

※2 町並み壁面線とは、主屋一階がつくりだす壁面線をいう

2. 上記1に拠りがたい場合は、津和野町及び津和野町教育委員会が津和野町伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見をふまえて修景指針を別に示す。

4 伝統的建造物以外の建築物の「許可基準」

1. 伝統的建造物以外の建築物等の修景については、下記に示す基準によって伝統的建造物の様式、色彩に合致したものとする。

基準項目		許可基準[現状変更の許可の要件となる基準]	
対象となる物件		伝統的建造物以外の建造物・環境物件	
建築物	位置・規模	・建物は町並み壁面線を考慮して建てる	
	構造	・原則として2階建て以下とする ・2階建ての場合は原則として1階と2階の間に庇を設ける	
	高さ	・棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建物の高さを考慮して決める	
	外部意匠	屋根	・歴史的風致と調和したものとする
		軒	
		庇	
		外壁	
		建具	
		材料	
		基礎	
樋			
外部土間			
工作物		・歴史的風致と調和したものとする	
建築設備		・原則として通りから望見できない位置に設置する（但し、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じる）	
環境要素		・歴史的風致と調和したものとする	
土地の形質の変更		・変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする ・空地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
木竹の伐採・植栽		・歴史的風致を形成する木竹の保全に努める	
土石類の採取		・採取後の状態が歴史的風致と調和したものとする	

★町並み壁面線とは、主屋一階が作りだす壁面線をいう

★建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気・ソーラー等

★工作物とは、塀・垣・石積・石造物等

★環境要素とは、庭園・水路・池・樹木等

2. 上記1に抛りがたい場合は、津和野町及び津和野町教育委員会が津和野町伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見をふまえて許可指針を別に示す。



5 補助金事業の概要

【伝統的建造物の修理事業】

種類	補助対象経費	補助率	限度額
建築物（主屋・店舗・旅館・離れ・倉庫・土蔵・付属屋・本堂・門・門塀）	・外観を保存計画の修理基準に基づき修理するために要する経費（構造耐力上主要な部分の修理及び補強並びに耐震性等防災性能向上に要する経費を含む）	8/10 以内	800 万円
その他工作物（門・門塀・石造物）	・保存計画の修理基準に基づき修理するために要する経費	8/10 以内	300 万円

【伝統的建造物以外の修理事業】

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
建築物	・新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更で、外観を保存計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	6/10 以内	600 万円
その他工作物（門・塀）	・保存計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	6/10 以内	200 万円

【環境物件の修理事業】

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
環境物件（樹木・池・水路）の復旧	・保存計画の修理基準に基づき復旧するために要する経費	8/10 以内	50 万円

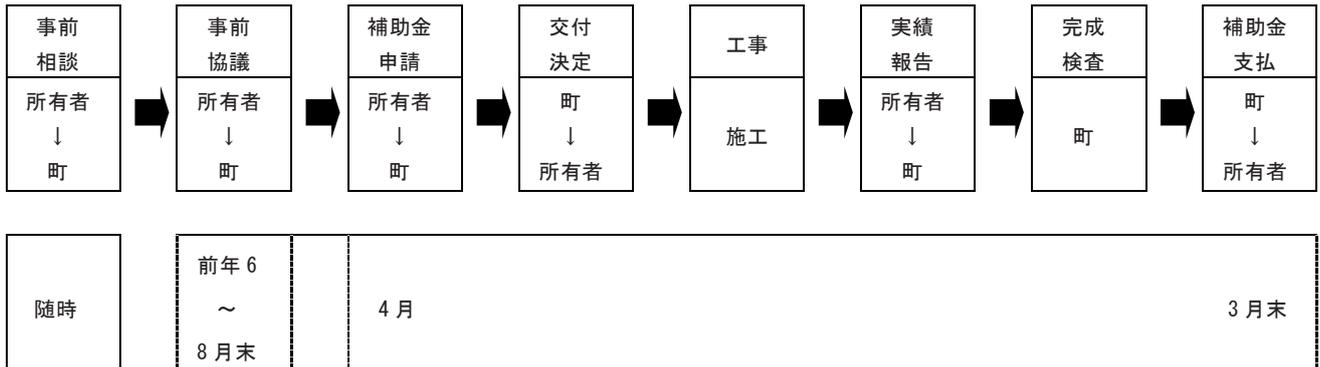
【保存団体等の活動事業】

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
保存団体等	・保存地区住民等により組織された保存団体の活動及び伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体に係る活動に要する経費	8/10 以内	100 万円

6 補助事業の手続き

補助事業の流れ

補助事業の手続きには、工事等に着工するまでに、少なくとも1年程度の期間が必要です。このため、長期的な計画性をもって、修理等をお考えください。



事前相談と事前協議

補助事業を実施する際には、修理基準、修景基準に沿った内容であることは当然ですが、伝建物の修理の場合、複原になっているか、また、修景基準の場合でも、十分修景効果が得られるかの検討が必要です。

このため、事前相談に十分な期間をとっていただくことが重要ですし、「事前協議書」を提出した後でも計画の見直しが必要な場合が多いということをご理解ください。補助事業を希望される場合は、工事等を実施したい年度の前年8月末までの間に、下記の添付書類を添えて、「事前協議書」を町へ提出します。

- ・設計図面（見積書、現状立面図・計画立面図）
- ・現状写真

各機関との協議と採択・不採択の決定

「事前協議書」をご提出いただいた後、伝建保存審議会での審議や、島根県、さらには文化庁との協議や現地確認があり、このときに文化財保存としての優先順位により補助金交付事業の採択が決定されていきます。このため、優先順位によっては、不採択や翌年度以降に持ち越しとなる場合があります。



補助金交付申請書の提出

伝建保存審議会での検討や、島根県、文化庁との協議を経て、町議会にて予算が決定したら、町あてに次の書類を添えて「補助金交付申請書」を提出します。

- ・設計図面（見積書、現状立面図・計画立面図）
- ・現状写真

補助金交付決定と工事の着手

補助金交付申請書に基づき、補助金の交付が決定されましたら、「補助金交付決定通知書」をお送りしますので、お手元に届きましたら、工事等に着手してください。ただし、必要な事業において現状変更行為許可がない場合は、事業に着手することができません。また、申請した内容から変更となる場合は、速やかに町と協議してください。

工事完了と提出書類

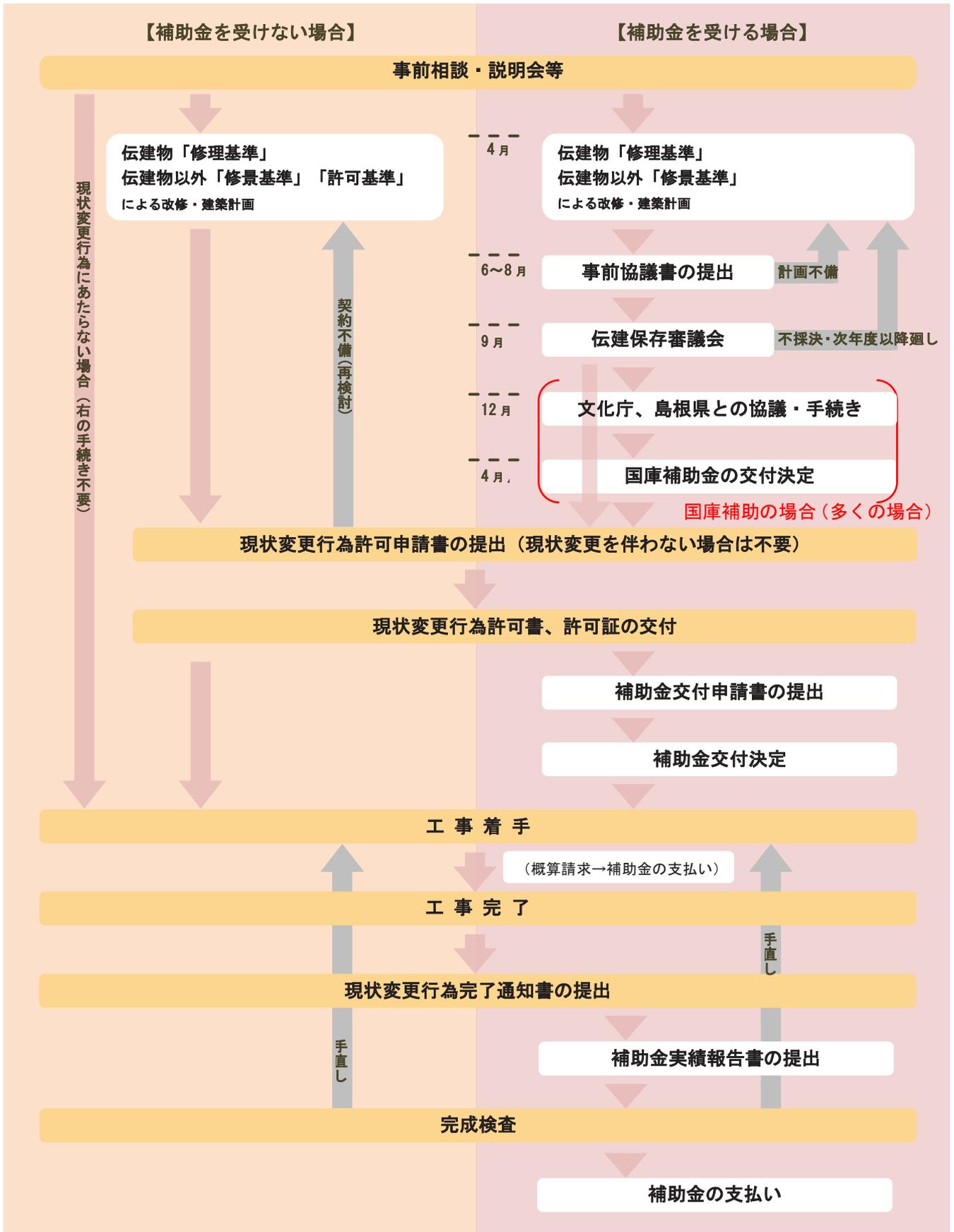
工事が完了しましたら、完成した日から20日以内（もしくは4月5日のどちらかの早い日）に「補助事業実績報告書」を町へ提出します。実績報告書は、記入例を参考に記入し、次の必要書類を添付して提出します。

- ・精算書
- ・工事費等契約書や領収書等（所有者→施工業者等）の写し
- ・完成写真
- ・その他参考資料

完成検査と補助金の支払

計画通りの工事であるか町の検査を受けます。修理、修景基準に沿っていない場合、計画と異なる場合は、手直しを指示される場合があります。検査の結果が良好であれば、「補助金交付請求書」もしくは「補助金等概算払請求書」の提出から約1ヶ月ほど後に、指定された口座に補助金が支払われます。また、後日、島根県、文化庁による現地確認があります。

7 伝建制度による現状変更行為許可、補助金諸手続きの流れ





＜補助事業実施の前年度＞

- 現状変更行為について事前相談し、「事前相談シート」を提出します。
- ※軽微な変更でもご相談をお願いします。
- 所有者は、各基準に基づいて、設計士や建築業者等と改修計画を立てます。
- 修景基準に拠れない場合のみ許可基準でご検討、計画してください。
- 「事前協議書」を町へ提出します。（添付：見積書、現状図・計画図、現状写真等）
- 計画不備の場合は、再検討いただきます。
- 伝建保存審議会で、現状変更の内容・補助金事業の採択・不採択が検討されます。
- 不採択は、翌年以降に再度提出できます。
- 町は、文化庁、島根県と補助案件の協議、現地確認を行います。
- 不備があった場合は修正を指示します。

＜補助事業実施年度＞

- 所有者から「補助金交付申請書」を提出いただきます。
（添付：見積書、現状図・計画図、現状写真 等）
 - 町は協議結果に基づき文化庁に補助金申請し、国庫補助金の交付が決定されます。
 - 申請内容に不備がなければ、町から補助金の交付が決定されます。
 - 決定前の着手は補助金の対象外になります。
 - 所有者から「現状変更行為許可申請書」を提出いただきます。（添付：図面、写真 等）
 - 申請内容に不備がなければ、町から「現状変更行為許可通知書」が交付されます。
 - 工事に着手します。
 - 必ず「現状変更行為許可証」を工事現場に掲示してください。
 - 工事内容に変更が生じた場合は、速やかに町と協議してください。
 - 「現状変更行為完了通知書」を提出いただきます。（添付：完成写真 等）
 - 「補助金実績報告書」を提出いただきます。（添付：精算書、契約書や領収書写、完成写真 等）
 - 工事の完成を計画と照らし合わせ確認し、不備がある場合はやり直しを指示します。
 - 島根県、文化庁の現地確認があります。
 - 検査結果が良好であれば補助金が支出されます。
 - 事前に概算請求書にても支出できます。
 - 事業完了までも当年度3月10日までに請求書を提出下さい。
 - 検査結果で不備が確認されたら手直しを命じることもあります。
- ※補助金を受けない場合は、常時手続きできます。

8 修理修景基準設計・工事仕様書

1. 【総則】

- ・本仕様書ならびに別紙見積書要領に明記のない事項は、津和野町津和野伝統的建造物群保存計画の修理・修景基準に基づいて設計し、施工にあたっては町と十分に打ち合わせを行うこと。
- ・変更が生じる場合は施工前速やかに町と協議を行い、変更届けなどの手続き後に施工すること。
- ・伝統的建造物群は歴史的経過を尊重した文化財であり、現状保存（現状の外観を変更しない）、修理修繕（現状の材料を出来る限り再利用すること）を原則としている。
- ・この仕様書は概要を示すものであって記載外の事項または疑問を生じた場合は、町及び設計者の指示に従い設計・施工すること。

2. 【共通仕様】

(a) 修理計画

①現状調査

柱の傾き調査、床の不陸調査、建物の歪み調査、壁体及び軸組の構造調査、土壁シックイなど外壁材の外観所見（古い写真などとの照合）、一部こそげ落としによる下地など調査、シロアリ・キクイムシなどによる生物被害調査を行うなど、現状調査を丁寧に行い修理計画に反映させること。

②復原の計画

伝建物の復原にあたっては、昔の写真など確実なものを参照することを原則とします。資料がない場合は建物の痕跡を調査するなど、より確実な方法で復原するものとし、場合によっては所有者、隣近所住民の記憶等を参考とすることもやむを得ないものとする。また、この復原に係る取扱いは、伝建物以外の建造物の修景事業における補助上限額の特例を適用する場合も同様の確認方法で差し支えない。

(b) 通則

①手続関係

事前相談シート、事前協議書、補助金申請書に係る書類（見積書、図面等）

現状変更許可に関する書類、補助金交付請求書など

②記録

別紙写真提出要領による

③検査の有無

中間検査、完了検査… (1) による

④工事施工者の選定

原則として工事施工者による。（※登録設計業者、登録施工業者を検討中）



(c) 仮設工事

① 養生

屋根葺き替えに際しては適時シートをかけ、雨漏りを防ぐと共に室内に防塵シートをかけるなど家具等を保護するなどの措置を行うこと。

② 危険防止

施工にあたり危険防止及び衛生上のことに関しては、法規上必要な施設を設け、かつ、工事現場内における喫煙は禁止とし、消火器、水バケツなどを設置し火災防止に努めること。

③ 片付け清掃

工事完了後は仮設物を撤去し工事現場内の清掃を行う。

(d) 解体工事

① 準備

解体する部分については実測写真の撮影など行う。

② 部材の取り扱い

再生する部材は番号札を付けるなどして整理して、損傷の生じないよう養生する。不要材は順次搬出し、危険のない方法かつ適正に処分すること。

(e) 木工事

① 再利用材

古材は支障のない限り再利用に努める。

② 取替材

取替えまたは新補する材は原則として旧材と同種材とし、旧規格・形、旧工法を踏襲する。特に見えがかり部分に外国産材や合材は使用しないこと。

③ 新材加工

取替え又は新補する材の化粧部分は、原則在来の表面加工と同様とする。

④ 防腐防蟻処理

必要な部分の防腐及び防蟻処理を施す。

⑤ 補強

構造上不完全と認められる部分は添え木、金物等を用いて補強の措置を講ずる。

(f) 屋根材料

① 再利用瓦

在来の瓦は形式寸法、破損度、耐久性等により再利用、非利用を選別する。

② 取替材

修理事業は原則「赤瓦（※）」を利用するものとする。また軒先及び袖は万十瓦を使用せず鎌軒瓦等を使用すること。

※「赤瓦」とは石州瓦のキマチ色、またはその同等色をいう。

(g) 外壁材料

① 再利用板

在来の板は形式寸法、破損度、耐久性等により再利用、非利用を選別する。

② 取替材

取替え又は新補する材は原則として旧材と同品等の同種材とする。

③ 土壁などの補修

はがれ防止の下地調整材とする。またラスボード等による乾燥工法とはしない。

④ 壁面の保護

修理後、風雨や湿気などにより短期間で損傷が懸念される場合は、計画段階に町へ相談すること。

(h) 基礎工事（※礎石建ちの建物が基本となります。）

① 鉄筋コンクリート

構造補強のため RC 基礎を設置する場合、鉄筋は D13φ@200、コンクリート強度は 24-18-20 を基本とする。

② 既設取合いアンカー

既設基礎また既設土間取合い部分のアンカー鉄筋は D13φ@200 を基本とする。

(i) 設備工事

① 設備工事

エアコン室外機、臭突などの露出配管は景観に配慮し極力見えにくい位置に取り付けるか、木製格子等を取り付けるなど、直接見えないよう措置を講ずること。



(j) 塗装工事

① 木部保護

可能な限り無垢材には木部保護塗装を施すこと。

(k) 建具工事（原則通りから見える部分が対象）

① デザイン

木製建具のデザインは現状維持又は旧来に復原とし、どうしてもアルミサッシを使用したい場合は、木製建具の内側にアルミサッシを入れるなどして対応すること。

② 強度・気密性

木製建具の場合、枠も含め、強度、耐風等に配慮した構造納まりとする。

(l) 検査

① 中間検査

工事施工中等、中間検査を実施する場合は検査に応じること。

② 完成検査

工事完了後は後片づけ・清掃を行い、施工者立会いのもとに町の検査を受け不備な箇所は直ちに手直しすること。

3. 【特記事項】

- ① 漏電の可能性のある古い配線、電気使用量が大きく増える場合は火災予防の観点から配線改修、回路増設など分電盤改修をすること。
- ② 台所など火気使用室の室内天井壁材料は火災予防の観点から不燃材料とすること。
- ③ 工事中（施工者）及び完成後（所有者）火災保険に原則加入すること。
- ④ 補助金適用物件は施工仕様書、工程写真など工事関係書類を原則 5 年間保管すること。
- ⑤ 補助金適用を受けた物件の変更箇所における変更行為は原則 10 年間禁止する。
- ⑥ 工事現場の見えやすい場所に現状変更行為許可証を掲示すること。
- ⑦ 町は、申請図書に基づき適宜現場確認、是正指導を行う。
- ⑧ 変更が生じた場合は速やかに報告し、現状変更行為許可（変更）申請手続きを行うこと。
- ⑨ その他疑義がある場合は、町へ相談すること。

9 見積書(内訳明細付)要領(補助事業)

修理また修景基準の建造物などは景観上の外部に係る屋根、軒裏、外壁、基礎、外部建具等が補助対象ですので以下の内訳項目を参考に見積書をまとめてください。また、図面記載内容と見積書との整合性を十分確認してください。

使用単価、単位

- ・単価は建設物価(建設物価調査会)などの市場単価を参考とすること。
- ・単位は長さ(m)、面積(㎡)、体積(㎥)、重量(kg、t)、その他数量(本、枚)を標準とする。
- ・坪、束、丁の単位は使用せず上記単位に置換えること。

各項目の記見積書統一様式

項目	記載内容等
仮設工事	・足場組立および撤去費 ・養生および清掃 ・やりかた・墨出し
解体工事	・屋根周り解体 ・外壁周り解体 ・設備取外し復旧 ・運搬処分代
基礎工事	・現況基礎撤去処分 ・土工事および地業工事 ・新設基礎(礎石、RC基礎等)
木工事	・木材費(構造費、化粧材費等) ・その他建材(外壁・枠など) ・大工手間代等
屋根板金工事 (屋根、庇、樋)	・材料代(瓦、銅板等) ・葺き手間代 ・樋 ・水切り銅板
左官工事 (外壁、床)	・材料代 ・塗り手間代
建具工事 (木製建具)	・製品代 ・取付け手間
雑工事	・塗装代 ・目隠し用木製格子(空調屋外機等) ・金物費(釘、補強金物)
⑨小計	直接工事費(①～⑧)の計
⑩諸経費	監督手間代、機械損料、許可手続き料、仮設用水電気料 等 ※値引き等は諸経費で調整
⑪合計	直接工事費の計と諸経費の合計(⑨+⑩)
⑫設計監理料	・設計料 ・工事監理料
⑬消費税	合計(⑪+⑫)×消費税率(8%)
総合計	合計(⑪+⑫+⑬)



見積書統一様式

■本工事費内訳

本工事費内訳

名称	工種	数量	単位	単価	金額	明細表 番号	摘要
仮設工事		1	式			1	
解体工事		1	式			2	
基礎工事		1	式			3	
木工事		1	式			4	
屋根工事		1	式			5	
左官工事		1	式			6	
建具工事		1	式			7	
雑工事		1	式			8	
直接工事費計							
諸経費							
計							
消費税相当額			%				
総合計							

■明細表

明細表
第 号 ○○工事

名称	品種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
							代価表1
							代価表2
							代価表3
							代価表4
合計							

■代価表

代 価 表

第 号 ○○工

○○あたり

名称	品種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
合計							

10 提出図面の仕様について（現状変更行為共通）

1. 添付図面

A4 版または A3 版とする。（モノクロで作成）

2. 図面記名

図面には作成者の氏名などを記入すること。

3. 平面図添付

基礎や軸組などの構造補強、柱や梁など取替え材がある場合は伏図や軸組図等詳細がわかる図面（縮尺 1：100 程度）を添付すること。

補助対象部分以外が含まれている場合は、補助対象部分とそれ以外の部分が判断できるよう工夫すること。

4. 【現状図】 工事前の立面図（4 面、縮尺 1：100）に記載する事項

- ①高さ寸法
- ②屋根の流れ寸法や材料の違い
- ③外壁板などの張り方（タテ・ヨコ）見付巾や材料の違い
- ④外部建具の姿図、バルコニーなどの形状や材料の違い
- ⑤基礎の違い
- ⑥外壁取付けの設備（エアコン室外機、臭突など）
- ⑦建築の特色ある部分
 - ・鏝絵・縁下通気口・煙出し・厨子・格子・飾り窓・卯建・庇の方杖など
- ⑧道路に面する位置

5. 【計画図】 工事後の立面図（4 面、縮尺 1：100）に記載する事項

- ①改修工事範囲をわかりやすく記載
- ②改修する部分の材料及び面積寸法
- ③詳細図（下見板の板中や張り方断面、しっくい壁などの水切り板断面など。下地厚さなどは縮尺をあげて部分記載）
- ④破風板や垂木、広小舞などの取替えがある場合はその記載
- ⑤空調屋外機等設備の復旧位置

6. その他

提出が必要な図面のほかに、平面図や断面図等を作成している場合は、併せてご提出ください。

建物に付随して看板を計画する場合は、あらかじめ津和野町景観条例に照らして担当課と協議する必要があります。



11 写真提出要領（現状変更行為共通）

事業要望から完了までに必要な写真種類

- ・写真はL判等で印刷し、工事用アルバム等に差込み、必要部数をご提出ください。
- ・デジカメ等で撮影の場合は、画像データも併せてご提出ください(CD等でご持参ください)。
- ・ネガ写真等で、ネガが不要の場合は、事業完了後に町へ寄贈ください。

提出者 ↓ 提出先	用途	【現状写真】			【施工写真】			【完成写真】		
		必要先	部数	内容	必要先	部数	内容	必要先	部数	内容
所有者→町	事前協議書	町	1	ア						
町→国	事業計画書	文化庁	写	イ						
		島根県	写	イ						
		町	写							
町→国	交付申請書	文化庁	1	イ						
		島根県	写							
		町	1	イ						
町→県	交付申請書	島根県	1	イ						
		町	写							
所有者→町	交付申請書	町	—							
所有者→町	現状変更申請	町	1	イ						
所有者→町	実績報告書				町	1	エ	町	1	オ
所有者→町	現状変更完了					—		町	写	
町→国	実績報告書	文化庁	1	ウ	文化庁	1	カ	文化庁	1	キ
		島根県	写		島根県	写		県	写	
		町	1	ウ	町	1	カ	町	1	キ
町→県	実績報告書	島根県	1	ウ	島根県	1	カ	島根県	1	キ
		町	写		町	写		町	写	

必要部数合計と写真内容の説明

ア	1部	施工前の建物全体4面(可能な限り)、修理等予定部分遠景、修理等予定部分の拡大(傷みが分かるもの)
イ	4部	町から指示されたアの代表的なものを3枚～6枚程度
ウ	3部	町から指示されたイの代表的なものを2枚～3枚程度
エ	1部	施工中の状況写真。傷みの状況→施工中→完了 など
オ	1部	施工前写真と対比させる構図で、完成後の建物全体4面(可能なら)、修理等実施部分遠景
カ	3部	町から指示されたエの代表的なものを2枚～3枚程度
キ	3部	町から指示されたオの代表的なものを2枚～3枚程度

資料編

関係条例 等

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例 施行規則

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例 補助金交付要綱

各種様式

事前相談シート

事前協議書

現状変更行為許可申請書

現状変更行為完了・中止通知書

補助金交付申請書

補助事業実績報告書

補助金交付請求書

現状変更行為許可証

委任状

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例

平成 24 年 6 月 27 日

条例第 28 号

改平成 24 年 9 月 24 日条例第 33 号

改平成 26 年 3 月 28 日条例第 11 号

改平成 30 年 6 月 25 日条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 1 項の規定に基づき、本町が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もって本町の文化的向上に資するものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第六号に掲げる「伝統的建造物群」をいう。
2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは法第 142 条に規定する「伝統的建造物群保存地区」(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

第 3 条 町長及び津和野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保存地区を決定したときは、津和野町伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 第 1 項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第 1 項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 保存計画を変更する場合には、第 1 項及び前項の規定を準用する。

(現状変更行為の規制)

第 4 条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、町長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除去
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の植栽又は伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ)の新築、増築、改築、移転又は除去
 - イ 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
 - ロ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除去
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
 - ニ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ホ 仮植した木竹の伐採
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 島根県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
 - ハ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
 - (イ) 建築物等の工作物の新築、増築、改築、移転又は除去(仮設の工作物を除く。)

- (ロ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置
- (ハ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (ニ) 森林の拓伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
- (ホ) 水面の埋立て又は干拓

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 町長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準(町長にあっては、第8号に定める基準)に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除去については、除去後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除去については、除去後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、町長及び教育委員会に協議しなければならない。

第7条 次の各号に掲げる行為については、第4条第1項及び第6条の規定は適用しない。この場合において、第4条第1項の許可又は第6条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ町長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国、県若しくは町又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路の改築(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (5) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (6) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (7) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第四号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (8) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 鳥根県文化財保護条例(昭和30年鳥根県条例第6号)の規定により指定された文化財、津和野町文化財保護条例(平成17年津和野町条例第220号)の規定により指定された文化財の保存にかかわる行為

(許可の取消し等)

第8条 町長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転、除去その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
 - (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
 - (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者
- 2 町長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない

(損失の補償)

第9条 町は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第10条 町は、保存地区内における建築物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のために適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することができる。

(審議会)

第11条 教育委員会に審議会を置く。

- 2 審議会は、町長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について町長及び教育委員会に建議する。
- 3 審議会の委員の定数は12人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 審議会に必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第11号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月25日条例第28号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成 30 年 6 月 26 日
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 24 年津和野町条例第 28 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により現状変更行為をしようとする者は、現状変更行為許可申請書(様式第 1 号)を、町長及び津和野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。申請した内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図(縮尺 1,000 分の 1 程度)
- (2) 設計図(縮尺 100 分の 1 程度)及び仕様書
- (3) 現況写真
- (4) その他町参考となる資料

(現状変更行為の許可)

第 3 条 町長及び教育委員会は、条例第 4 条第 1 項の規定による許可の決定をしたときは、現状変更行為許可書(様式第 2 号)により、許可をしなかったときは、その旨を記した文書により当該申請者に通知するものとする。

(標識の設置)

第 4 条 前条の規定のうち、町長及び教育委員会の指定するものについては、当該行為の着手の日から完了の日まで、当該行為の見やすい場所に、標識(様式第 3 号)を設置しなければならない。

(現状変更行為の完了・中止届)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかに現状変更行為完了・中止届(様式第 4 号)を町長及び教育委員会に提出しなければならない。

(現状変更の協議)

第 6 条 条例第 6 条の規定により現状変更行為をしようとする者は、現状変更行為協議書(様式第 5 号)に第 2 条第 2 項に掲げる書類を添えて町長及び教育委員会に提出するものとする。協議した内容を変更しようとするときも同様とする。

2 町長及び教育委員会は、前項の規定による協議書を受理したときは、同意をする旨又は同意をしない旨の決定をし、その旨を当該国の機関等に回答するものとする。

(現状変更行為通知書の提出)

第 7 条 条例第 7 条の規定により現状変更をしようとする者は、現状変更行為通知書(様式第 6 号)に第 2 条第 2 項に掲げる書類を添えて、町長及び教育委員会に提出するものとする。通知した内容を変更しようとするときも同様とする。

(審議会の会長及び副会長)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項の規定による津和野町伝統的建造物群保存審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱

令和元年 6 月 28 日
津和野町教育委員会告示第 14 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 24 年津和野町条例第 33 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定による補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 保存地区 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (2) 保存計画 条例第 3 条に規定する保存地区の保存に関する計画をいう。
- (3) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物及びその他の工作物をいう。
- (4) 伝統的建造物 保存計画で伝統的建造物に決定された物件をいう。
- (5) 環境物件 保存計画で環境物件に規定された物件をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金は、保存地区内の土地又は建築物等若しくは環境物件の所有者等で、保存計画に基づく事業を行うものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象及び補助金の額等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業の種類、当該対象となる経費及びこれに対する補助率並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費が 10 万円以下のものは補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に所定の書類を添付し、定められた期日までに町長及び津和野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長及び教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を実施し、当該申請にかかる補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に交付決定を通知するものとする。

2 町長及び教育委員会は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の実施)

第 7 条 前条第 1 項の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を同条第 1 項の通知を受けた後に着工するものとし、同条第 2 項の条件が付された場合はそれを順守しなければならない。

(申請事項の変更等)

第 8 条 補助事業者は、補助金交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第 3 号）を町長及び教育委員会に提出し、町長及び教育委員会の承認を受けなければならない。

2 町長及び教育委員会は、前項の規定により変更承認にあわせて補助金の変更交付決定を行う場合は、第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 4 号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第 5 号）に所定の書類を添付し、定められた期日までに町長及び教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長及び教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を実施し、交付決定内容及び条件等に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 6 号）により、その額を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 町長及び教育委員会は、前条により額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書（様

式第7号)により補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 第10条の規定に関わらず、町長及び教育委員会は特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、第6条の規定により決定した補助金の交付決定額の範囲内において概算払いをすることができる。

2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払請求書(様式第8号)を町長及び教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第13条 町長及び教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長及び教育委員会は、前条の取り消しを決定した場合において、当該取り消しにかかわる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(指導及び監査)

第15条 町長及び教育委員会は、補助事業者の事業実施について適切な指導を行うとともに、必要があると認めるときは、補助金の使途について監査することができる。

(補助対象の適正管理)

第16条 補助の対象となった建築物等並びに環境物件の所有者等は、当該対象物件の適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例

平成 26 年 9 月 19 日
条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 85 条の 3 の規定に基づき、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 17 年条例第 19 号。以下「保存条例」という。)において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、津和野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における法による制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語は、法、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)及び保存条例に定めるところによる。

(道路内の建築制限の緩和)

第 3 条 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(保存条例第 3 条の規定により定められた保存計画で規定する建築物その他の工作物をいう。以下「伝統的建造物」という。)の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「建築等」という。)をする場合において、建築等を行ったときの伝統的建造物の軒、ひさし、うだつその他これらに類するもの(以下「軒等」という。)の位置が、施行日における当該建築物の軒等の位置又は町長が定める道路側溝の位置から超えないものは、法第 44 条第 1 項本文の規定は適用しない。

(伝統的建造物以外の建築物その他の工作物に関する制限の緩和)

第 4 条 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で、保存条例第 3 条の規定により定める保存計画に規定する「修景基準」に適合するもの(以下「修景基準に適合する建築物」という。)について建築等をする場合において、建築等を行ったときの修景基準に適合する建築物の軒等の位置が、施行日における当該建築物の軒等の位置又は町長が定める道路側溝の位置から超えないもので、町長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものは、法第 44 条第 1 項本文の規定は適用しない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則

平成 26 年 9 月 19 日
規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成 26 年津和野町条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第 1 号)の正本及び副本に、別表に掲げる図書を添え、町長に申請しなければならない。申請した内容を変更するときも、同様とする。

(許可等の通知)

第 3 条 町長は、前条の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書(様式第 2 号)又は不許可通知書(様式第 3 号)を申請者に交付するものとする。

(その他)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

図書	明示すべき事項
付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界及びその明示方法、道路内及び敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物等との別、擁壁、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地に接する道路の位置及び幅員、形態
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び開口部の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
道路側の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造、仕上げ材料及び色彩
道路側の断面図	縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
その他	その他町長が必要と認める書類

津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の審査基準

平成 26 年 9 月 19 日

告示第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成 26 年津和野町条例第 24 号。以下「条例」という。)第 3 条及び第 4 条の規定に基づき許可をする場合における必要な審査基準を定めるものとする。

(道路内の建築制限の緩和基準)

第 2 条 建築等を行ったときの伝統的建造物の軒、ひさしその他これらに類するもの(以下「軒等」という。)の位置が条例の施行の日(以下「施行日」という。)における当該伝統的建造物の軒等の位置又は敷地に接する道路側溝の幅の半分の位置を超えないときは、条例第 3 条の規定を適用する。

(伝統的建造物以外の建築物その他の工作物に関する制限の緩和基準)

第 3 条 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で、保存条例第 3 条の規定により定める保存計画に規定する修景基準に適合するものについて建築等をする場合において、建築等を行ったときの修景基準に適合する建築物等の壁面の位置が、施行日における当該建築物の軒等の位置又は敷地に接する道路側溝の幅の半分の位置を超えないときは、条例第 4 条の規定を適用する。

附 則

この基準は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

修理・修景事業（補助事業）に係る現状変更行為 事前協議書

年 月 日

津和野町教育委員会 様

所有者 住所：
氏名：
(電話)

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定による現状変更行為許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて修理・修景事業計画（補助事業）などの事前協議をします。

記

Table with columns for building location, type, construction, and fees. Includes sections for 'Building Status', 'Repair/Restoration Plan', 'Exterior Changes', 'Fees', 'Schedule', and 'Design/Construction Personnel'.

【ご注意】

- ※補助事業により建造物等の修理・修景事業を希望される場合は、事業実施前年の8月末日までに本書のご提出が必要です。
※本書をご提出いただくことにより伝建保存審議会等で補助事業の採択・不採択が検討されます。
※本書は「事前協議書」であり、補助事業採択後は、別途 現状変更行為許可申請・補助金交付申請の手続きが必要です。

委任状

委任状の本文と代理人/物件所有者の住所・氏名欄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

津 和 野 町 長
津和野町教育委員会 様

住 所
氏 名 印

現 状 変 更 行 為 許 可 申 請 書

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により、現状変更行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

現状変更の場所	番地
現状変更行為の理由	
現状変更行為の内容 及び実施の方法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	年 月 日 から 年 月 日まで
工事施行者住所氏名	
備 考	

(添付書類)

位置図 設計図 仕様書 現況写真 その他 ()

様式第1号（第2条関係）

(和暦)〇〇年 〇月 〇日

津 和 野 町 長
津和野町教育委員会 様

住 所 津和野町後田〇〇番地
氏 名 後田 つわみん



伝建物の場合：保存計画番号
例：建-8、工-26、環-30 等

現 状 変 更 行 為 許 可 申 請 書

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により、現状変更行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

現状変更の場所	〔(建・工・環) - (番号)〕 津和野町後田〇〇番地	
現状変更行為の理由	屋根瓦が劣化した。 建物利用上、窓に目隠しが必要となった。	どの箇所がどのように悪くなったか、 現状変更をしたい理由を、記載
現状変更行為の内容及び実施の方法	屋根瓦を赤瓦で全面葺き替え 窓前面に目隠し板を設置 敷地境に板塀を設置	どの部分をどの材料でどのように変更するか、あらたにどのようなものを取り付ける・建てるか記載
工事の着手及び完了の時期	(和暦)〇〇年 〇月 〇日から(和暦)〇〇年 〇月 〇日まで	
工事施行者住所氏名	鹿足郡津和野町後田〒64-6 伝建群工務店 代表 高岡 えびす	
備 考		

(添付書類)

位置図 設計図 仕様書 現況写真 その他 ()

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

津 和 野 町 長
津和野町教育委員会 様

住 所
氏 名

㊟

現 状 変 更 行 為 完 了 ・ 中 止 届

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条の規定により、届け出ます。

1 現 状 変 更 の 内 容	
2 現 状 変 更 の 場 所	
3 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
4 完 了 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日
5 理 由 (中 止 し た 場 合)	

記入例

様式第4号（第5条関係）

提出日（工事完了日から5日以内）

（和暦）〇〇年 〇月 〇日

津 和 野 町 長
津和野町教育委員会 様

住 所 津和野町後田〇〇番地

氏 名 後田 つわみん



自筆

現 状 変 更 行 為 完 了 ~~申 止~~ 届

伝建物の場合：保存計画番号
例：建-8、工-26、環-30 等

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条の規定により、届け出ます。

1 現状変更の内容	〔(建・工・環) - (番号)〕敷地境に板塀を設置。 屋根瓦を赤瓦で全面葺き替え。窓前面に目隠し板を設置。
2 現状変更の場所	津和野町後田〇〇番地
3 許可年月日及び番号	(和暦)〇〇年 〇月 〇日 第 R〇-〇号
4 完了・中止 年月日	(和暦)〇〇年 〇月 〇日
5 理由（中止した場合）	

申請書に記載して
いた内容

様式第1号（第2条関係）

津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の規定による許可を申請します。				
				年 月 日
津和野町長 様		申請者 住所		印
		氏 名		
建築主住所氏名	電話 ()			
代理者住所氏名	電話 ()			
設計者住所氏名	電話 ()			
敷地の位置	地名地番	津和野町		
	用途地域		その他の地域又は地区	
	防火地域	指定なし		
主要用途			工事種別	
	申請部分	申請以外の部分	合計	※建ぺい率
敷地面積	m ²	m ²	m ²	%
建築面積	m ²	m ²	m ²	※容積率
延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
最高の高さ	m	構造	階数	
敷地に接する道路の幅員				
道路境界線と建築物との距離				
工事着手完了予定日	年 月 日から		年 月 日まで	
該当条文				
許可を受けようとする理由				
※受付欄	※許可番号欄		※備考	
年 月 日	年 月 日			
第 号	第 号			

(注) ※欄には記入しないこと。

添付書類

付近見取図、配置図、各階平面図、道路側の立面図、道路側の断面図
その他町長が必要と認める書類

記入例

様式第1号（第2条関係）

津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の規定による許可を申請します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(和暦)〇〇年 〇月 〇日</div> 津和野町長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住 所 津和野町後田〇〇番地 氏 名 後田 つわみん</div>				
建築主住所氏名	津和野町後田〇〇番地		電話 〇〇 (〇〇) 〇〇	
代理者住所氏名	鹿足郡津和野町日原〇〇番		電話 〇〇 (〇〇) 〇〇	
設計者住所氏名	鹿足郡邑輝〇〇-〇〇		電話 〇〇 (〇〇) 〇〇	
敷地の位置	地名地番	津和野町後田〇〇番地		
	用途地域	指定なし	その他の地域又は地区	
	防火地域	指定なし		
主要用途		工事種別		
	申請部分	申請以外の部分	合計	※建ぺい率
敷地面積	〇〇 m ²	m ²	〇〇 m ²	〇〇 %
建築面積	〇〇 m ²	m ²	〇〇 m ²	※容積率
延べ面積	〇〇 m ²	m ²	〇〇 m ²	〇〇 %
最高の高さ	〇〇 m	構造	木造	階数 〇〇
敷地に接する道路の幅員	〇. 〇m		建築基準法第44条の制限緩和の場合 道路境界を越える軒等の道路幅員	
道路境界線と建築物との距離	〇〇mm			
工事着手完了予定日	(和暦)〇〇年 〇月 〇日から(和暦)〇〇年 〇月 〇日まで			
該当条文	津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例 第4条			
許可を受けようとする理由	津和野町伝統的建造物群保存地区保存計画に規定する「修景基準」に適合するものであるため。			
※受付欄	※許可番号欄		※備考	
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号			

(注) ※欄には記入しないこと。

添付書類

付近見取図、配置図、各階平面図、道路側の立面図、道路側の断面図
その他町長が必要と認める書類

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

津 和 野 町 長 様
津和野町教育委員会 様

住 所
氏 名 印
電話番号

補助金交付申請書

下記の事業について、津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

事業実施の場所	
事業の内容	
経費区分	別記1のとおり
補助金交付申請額	円
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完成予定年月日	年 月 日

(添付書類)

- (1) 別記1
- (2) 設計図書及び仕様書
- (3) 見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他町長が必要と認める資料

様式第1号（第5条関係）

(和暦)〇〇年 〇月 〇日

津和野町長 様
津和野町教育委員会 様住所 津和野町後田〇〇番地
氏名 後田 つわみん
電話番号 0856-72-〇〇〇〇

自筆

補助金交付申請書

下記の事業について、津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

事業実施の場所	津和野町後田〇〇番地
事業の内容	屋根瓦を赤瓦で全面葺き替え。 窓前面に目隠し板を設置。 敷地境に板塀を設置。 ※詳細は添付工事費内訳明細書・設計図参照 どのような工事を実施するか具体的に記載 (別紙としてもよい)
経費区分	別記1のとおり
補助金交付申請額	〔千円未満切り捨て〕〇, 〇〇〇, 000 円
事業着手年月日	(和暦)〇〇年 〇月 〇日
事業完成年月日	(和暦)〇〇年 〇月 〇日

(添付書類)

- (1) 別記1
- (2) 設計図書及び仕様書
- (3) 見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他町長が必要と認める資料

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

津 和 野 町 長 様
津和野町教育委員会 様

住 所
氏 名 印
電話番号

補助事業実績報告書

年 月 日付け津教委第 号により交付決定通知のあった事業を下記の通り実施したので、津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

事業実施の場所	
事業の内容	
経費区分	別記3のとおり
総事業費	円
補助金交付決定額	円
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完成予定年月日	年 月 日

（添付書類）

- (1)別記3 (2) 実施設計図書 (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類
並びに写真等の資料 (4) その他町長が必要と認める資料

提出日：検査を受けた上で、
補助事業対象箇所施工完了日から5日以内
もしくは当該年度最終平日のどちらか早い日

記入例

様式第5号（第9条関係）

(和暦)〇〇年 〇月 〇日

津 和 野 町 長 様
津和野町教育委員会 様

住 所 津和野町後田〇〇番地
氏 名 後田 つわみん
電話番号 0856-72-〇〇〇〇



交付決定日
(交付決定通知書に記載の日)

補助事業実績報告書

交付決定番号（交付決定通知書に記載の番号）

(和暦)〇〇年 〇月 〇日付け津教委第〇〇〇〇号により交付決定通知のあった事業を下
記の通り実施したので、津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱第9
条の規定により、その実績を報告します。

記

事業実施の場所	津和野町後田〇〇番地
事業の内容	屋根瓦を赤瓦で全面葺き替え。 窓前面に目隠し板を設置。 敷地境に板塀を設置。 ※詳細は添付工事費内訳明細書・設計図参照
経費区分	別記3のとおり
総事業費	円
補助金交付決定額	円
事業着手年月日	(和暦)〇〇年 〇月 〇日
事業完成年月日	(和暦)〇〇年 〇月 〇日

申請書に記載され
ていた工事内容

(添付書類)

- (1)別記3 (2) 実施設計図書 (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類
並びに写真等の資料 (4) その他町長が必要と認める資料

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

津 和 野 町 長 様
津和野町教育委員会 様

住 所
氏 名 印
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け津教委第 号により確定通知のありました下記補助金
について、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金確定額	円
既受入額	円
差引今回請求額	円

ただし、 年度津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金

(振込先)

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	

おそくとも事業年度の3月10までに必着
(事業未完了の場合は概算請求)

記入例

様式第7号(第11条関係)

(和暦)〇〇年 〇月 〇日

津 和 野 町 長 様
津和野町教育委員会 様

住 所 津和野町後田〇〇番地
氏 名 後田 つわみん
電話番号 0856-72-〇〇〇〇



確定通知日
(補助金確定通知書に記載の日)

補助金交付請求書

補助確定番号(補助金確定通知書に記載の番号)

(和暦)〇〇年 〇月 〇日付け津教委第 〇〇号により確定通知のありました下記補助金
について、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金確定額	円
既受入額	円
差引今回請求額	円

ただし、 〇〇年度津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金

(振込先)

金融機関名	〇〇銀行・金庫
支店名	〇〇支店
預金種別	普通
口座番号	9876543
フリガナ 口座名義	ウシロダ ツワミン 後田 つわみん

およそ2月末までに事業が完了し検査を受け、
実績報告提出なら、“確定通知”を受けてから請求。
実績報告が3月以降になるなら
“交付決定通知”より「概算請求」すること

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

津 和 野 町 長 様
津和野町教育委員会 様

住 所
氏 名 印
電話番号

補 助 金 等 概 算 払 請 求 書

年 月 日付け津教委第 号により交付決定通知のありました下記補助金について、次のとおり補助金の概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円
既受入額	円
今回請求額	円
残 額	円

ただし、 年度津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金

(振込先)

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ 口座名義	

おそくとも事業年度の3月10までに必着

記入例

様式第8号（第12条関係）

(和暦)〇〇年 〇月 〇日

津 和 野 町 長 様
津和野町教育委員会 様

住 所 津和野町後田〇〇番地
氏 名 後田 つわみん
電話番号 0856-72-〇〇〇〇



交付決定日
(交付決定通知書に記載の日)

補助金等概算払請求書

交付決定番号 (交付決定通知書に記載の番号)

(和暦)〇〇年 〇月 〇日付け津教委第 〇〇号により交付決定通知のありました下記補助金について、次のとおり補助金の概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円
既受入額	円
今回請求額	円
残 額	円

ただし、 〇〇年度津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金

(振込先)

金融機関名	〇〇銀行・金庫
支店名	〇〇支店
預金種別	普通
口座番号	9 8 7 6 5 4 3
フリガナ 口座名義	ウシロダ ツワミン 後田 つわみん

およそ2月末までに事業が完了し検査を受け、実績報告提出なら、“確定通知”を受けてから請求。実績報告が3月以降になるなら“交付決定通知”より「概算請求」すること

津和野 伝統的建造物保存地区 まちづくりの手引き

第1刷（冊子等）：平成26年3月 津和野町教育委員会 文化振興係

第2刷（データ）：令和元年7月 津和野町教育委員会 文化財係

第3刷（データ）：令和2年5月 津和野町教育委員会 文化財係

〒699-5605

島根県鹿足郡津和野町大字後田口64番地6

TEL 0856-72-1854 FAX 0856-72-1650